決議

一、ハ緊急動議トシテ
(1) 馘首ノ場合ハ二ケ月前ニ豫告シ且ツ之ニ對スル日收ヲ支拂フコト
(2) 失業者ハ希望者ヲ引次テスルコト
(3) 馘首者ニ對スル待遇引揚ニ関シテハ各派幹部ニ一任スルコト
ノ三項ヲ朗讀一般ニ諮リ異議ナク可決シタルカ時既ニ會同者ハ情氣滿ルトナリ各幹部亦何事為ス處ヲ知ラス遂ニ午三時栗原千代吉開會ノ辭ヲ述ヘ官業労働者萬歳ヲ三唱シテ無事散會セリ

幹部會

而シテ閉會後各派幹部十一名ハ市内小石川區戸崎町一二芳川拾方小石川労働會本部ニ幹部會ヲ開キ

「各派ヨリ一名宛ノ委員ヲ挙ゲ明四日午前八時小石川区柳町三四海運和一日本労働派一方ニ集合シテ陸軍大臣ヲ訪問スルコト

但シ各派ヨリ本日集会セル幹部中委員以外ノ者ハ任意参加スルコトヲ得」

トノ協定ヲナシ間モナク散會セリ

重ナル陳情委員代表者ノ氏名左ノ如シ

陸識 等旨

寺尾 幸之助

陳情内容

今ヤ目前ニ迫リ居ル我々ノ失業問題ニ関シテハ奮起セサルヲ得ズ若シ手厳ノ為スカ如クニ